

第114回徳島県都市計画審議会

令和4年2月1日（火） 午後3時～
於 県庁10階 大会議室

<柴田課長補佐>

それでは、定刻がまいりましたので、ただ今から「第114回徳島県都市計画審議会」を開催いたします。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の換気、一部の委員の方には、オンラインによりご参加いただく形で開催させていただいております。

当審議会は、「徳島県都市計画審議会条例第5条第1項の規定」によりまして、半数以上の出席をもって成立いたします。

当審議会の委員定数は20名でございますが、ただ今、会場にご出席をいただいている委員は、16名ございまして、オンラインにより、2名の委員にご参加いただいております、18名のご出席をいただいておりますことをまずもってご報告申し上げます。

続きまして、ご発言の際のマイク使用について簡単にご説明いたします。

マイクはご発言の前に前面のボタンを押して頂き、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押して下さるようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、徳島県県土整備部次長の森よりご挨拶を申し上げます。

<森次長>

皆さんお集まりいただきありがとうございます。

徳島県県土整備部次長の森でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろより本県の都市計画行政の推進につきまして、特段のご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては、平成30年10月に開催いたしました第113回以来の開催となります。

それ以降、委員の方々の改選がございましたので、前回の審議会から委員20名中、13名の方を新たにお迎えして、本日の審議会を開催する運びとなりました。

本日は、池田、貞光、脇、藍住の各都市計画区域における都市計画区域マスタープランの変更に係る議案4件と、徳島市の産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置に係る議案1件の合計5件の審議をお願いすることとしております。

このあと事務局から詳しく説明があると思いますが、委員の皆様方におかれましては、

ご審議のほど、よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

<柴田課長補佐>

それでは、議事進行に入りたいと思います。なお、新しい会長が選出されるまでの議事進行につきましては、都市計画課長の井上が務めさせていただきます。

それでは、お願いいたします。

<井上課長>

会長が選出されるまで、進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元にご配布させていただいております「第114回 徳島県都市計画審議会議案」を一枚めくっていただいた裏面の進行順序に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、2の「報告第105号 委員の異動」について事務局より説明をお願いいたします。

<柴田課長補佐>

それでは、委員の異動について、お手元の議案書の1ページをご覧ください。

上段に、今回の第114回都市計画審議会、下段に、前回の第113回都市計画審議会の委員名簿を記載しております。前回の審議会から今回の審議会までの間に、新たにご就任いただいた委員の方は13名でございまして、お名前の横に「新」と記載させていただいております。

ここで、委員の異動の報告を兼ねまして、本日、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、学識経験者としてご就任いただいております、建築士の井川様、徳島文理大学准教授の池添様。池添様につきましては、県の別の会議に出席されており、到着が遅れております。(※その後途中出席)

本日は、リモートでご参加いただいております宮崎大学講師の尾野様、徳島大学大学院助教の金井様、JA徳島女性組織協議会会長の川瀬様、四国大学准教授の近藤様、徳島県消費者協会会長の佐野様、徳島県社会福祉協議会の芝原様、徳島県商工会議所連合会会長の寺内様、弁護士の西村様、公認会計士の真鍋様、徳島大学大学院教授の山中様。

続きまして、関係行政機関から徳島県警察本部長の小澤委員の代理として、徳島県警察本部交通規制課の黒崎課長様、国土交通省四国地方整備局長の丹羽委員の代理として徳島河川国道事務所の新宅所長様、農林水産省中国四国農政局長の山本委員の代理として、本日はリモートでご参加いただいております中国四国農政局農村計画課の内田課長補佐様。

続きまして、市町村長を代表し徳島市の内藤市長様。

続きまして、徳島県議会から大塚議員様、福山議員様。

そして、市町村議会議長を代表し、徳島市議会の井上議長様にご出席いただいております。

事務局からの報告は以上でございます。

<井上課長>

ありがとうございました。

それでは、続きまして3「会長の選出」をお願いしたいと思います。

会長の選出につきましては、「審議会条例第4条第1項」におきまして、「学識経験者の委員の互選によってこれを定める」と記されております。

このことについて、各委員にお諮りしたいと思います。いかがいたしましょうか。

(近藤委員 挙手)

<井上課長>

近藤委員、お願いします。

<近藤委員>

この都市計画審議会の中で、都市計画に造詣が深く、広いご見識をお持ちで、さらに、これまで会長も務められてました徳島大学の山中先生をお願いしてはいかがでしょうか。

<井上課長>

ただ今、近藤委員から「山中委員を推挙する」とご発言がございました。この提案について、いかがでございましょうか。

<各委員>

異議なし。

<井上課長>

ありがとうございます。「異議なし」というお声をいただきました。

それでは、山中委員、会長をお受けいただけますでしょうか。

<山中委員>

はい。

<井上課長>

ありがとうございます。それでは、山中会長、よろしく願いいたします。会長席への移動をお願いいたします。

(会長席へ移動、着席)

<井上課長>

山中会長に就任をいただきましたので、ご就任のあいさつを一言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<山中会長>

ご指名いただきました山中でございます。

都市計画に関してはいろいろ勉強させていただいてましたが、都市計画審議会では、2年半以上前に会長職にならさせていただいてまして、唯一、一回、海部道路の都市計画決定をさせていただきました。その後、一度、常務委員会で産業廃棄物の議論をさせていただきました。

都市計画審議会は本当に重要な審議会です。この議事録を見ていくと、そのまちのまちづくりがどういう議論をしてきたかが全部分かるような、歴史的に重要な資料になっている審議会です。

ということで、非常に任重い審議会と思っておりますが、みなさまのご協力をいただき、真摯な議論かつ、まちづくりのために重要なご指摘をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

<井上課長>

ありがとうございました。

それでは「徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条」によりまして、「審議会の会議の議長は会長をもって充てる」となっています。以後の議事進行について、山中会長をお願いしたいと思います。

それでは、山中会長、よろしく願いいたします。

<山中議長>

はい。それでは、議事の5番目から進めていきたいと思っております。

「会長職務代理者の指名」ということになっています。

これは、どのような規定になっているか事務局の方で説明をお願いします。

<柴田課長補佐>

参考資料3の1ページをご覧ください。

会長職務代理者の指名につきましては、「徳島県都市計画審議会条例第4条第3項」で、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と決められておりますので、会長に職務代理者の指名をお願いするものでございます。

会長、よろしく願いいたします。

<山中議長>

はい。私の方から会長職務代理者を指名させていただきます。

会長職務代理者は、前回から続きまして弁護士の西村委員さんをお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

<西村委員>

よろしく願いします。

<山中議長>

それではよろしく願いします。

<山中議長>

次に、議事の6「常務委員の指名」ということになっていますが、これはどのような規定になっていますか。

<柴田課長補佐>

参考資料3の2ページをお開きください。

常務委員会につきましては、「徳島県都市計画審議会条例第6条第1項」におきまして、「審議会は常務委員会を置くことができる」とございます。第2項では、「審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理する」とされております。第3項では、「会長の指名した7人以内をもって組織する」と定められております。

4ページをお開きください。「徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第15条第1項」によりまして、常務委員会の委員につきましては、都市計画審議会委員20名のうちから指名するものとされております。

また、審議会の委任を受けて処理する軽易な内容につきましては、5ページの「運営規則第16条第1号から4号」に記載されております。

会長からは、この常務委員7名の指名をお願いいたします。

<山中議長>

はい。それでは、私の方から常務委員の指名をさせていただきます。

都市計画審議会の委員定数は20名で、そのうち学識経験者の委員は12名おられますので、学識経験者から4名、それから関係行政機関、市町村長の代表、県議会議員から、それぞれ1名ずつ指名をさせていただきたいと思います。

最初に、学識経験の委員からは、私がさせていただきます。それから職務代理者の西村委員さんをお願いしたいと思います。それと建築士の井川委員さん、それから徳島文理大学の池添委員さんのお二人に指名をさせていただきたいと思います。

それから、関係行政機関の委員には、県警本部の小澤委員さん、市町村長の代表として、徳島市長の内藤委員さん、県議会議員の委員としては、福山委員さんをお願いしたいと思います。

以上、7名を常務委員として指名させていただきます。よろしくをお願いします。

皆さんよろしいでしょうか。

<各委員>

はい。

<山中議長>

よろしくお願いたします。

続きまして、「会議録署名者の指名」ですが、こちらどのような規定になってますか。

<柴田課長補佐>

会議録署名者につきましては、「運営規則第14条」で、「会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議の初めにおいて指名する」となっておりますので、会長よりその指名をお願いいたします。

<山中議長>

はい。それでは、私の方から指名をいたします。

本日の議事録の署名者としては、金井委員さん、それから寺内委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

<金井委員、寺内委員>

はい。

<山中議長>

よろしくお願いたします。それでは、議案の審議に入っていきたいと思います。

「議第521号から524号」でございます。この4つの議案につきましては、案件を分けてはありますけど、いずれも各都市計画区域マスタープランの変更に関するものでご

ざいます。

このため、4議案を一括して事務局から説明をお願いいたします。

<村上室長>

それでは、都市計画区域マスタープランの変更に関する「議第521号から524号」の4つの議案につきまして、ご説明させていただきます。

この案件の関連資料といたしまして、議案書につきましては、5ページ以降、池田、貞光、脇、藍住の順に各都市計画区域マスタープランの変更案をつけさせていただいております。また、参考資料1も併せてご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

まず、都市計画区域マスタープランについてでございますが、「都道府県が一市町村を越える広域的観点から、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画区域における基本的な方向性を示すもの」でございます。

具体的には、都市計画の目標としまして都市づくりの基本理念、また、区域区分いわゆる線引きを定める方針や、土地利用の基本方針、そして、交通施設、下水道等の都市施設の整備に関する方針、それから、緑地、公園等の自然的環境の整備又は保全に関する方針など、都市づくりの方向性を定めるものでございます。

次に本県の都市計画区域についてでございます。県内には7つの都市計画区域がございます。このうち、徳島市をはじめとする徳島東部都市計画区域においては、区域区分いわゆる線引きを定めております。

今回見直しを行います池田・貞光・脇・藍住を含む6つの都市計画区域につきましては、区域区分の定めが無いいわゆる非線引きの都市計画区域となっております。

続きまして、都市計画区域マスタープランの見直し経緯でございます。今回見直しを行う4区域につきましては、昭和22年に池田都市計画区域、昭和31年に貞光都市計画区域が法指定されております。その後、昭和43年の都市計画法改正に伴い、県内では、昭和46年に広域都市計画区域として、徳島東部都市計画区域を指定し、線引き制度が導入されています。藍住都市計画区域につきましては、その後となります昭和50年に法指定されております。また、平成5年には、県内で最も新しい都市計画区域としまして、脇都市計画区域が法指定されております。

その後、平成12年の都市計画法改正によりまして、全ての都市計画区域で区域マスタープランを定めることが制度化されたことに伴いまして、平成16年5月に、県内全7つの都市計画区域におきまして、都市計画区域マスタープランを策定しております。

池田、貞光、脇の都市計画区域におきましては、その後の町村合併を経まして、この度、都市計画区域マスタープランの見直しを行うものでございます。

この平成16年5月に策定しました現行の都市計画区域マスタープランでございますが、目標年としました2020年、令和2年を迎えておりまして、今後のまちづくりの方向性を新たに示すため、今回、見直しを行うものでございます。

見直しにあたりましては、平成27年の国勢調査に基づきまして、基礎調査・分析を行っており、この平成27年を基準年としまして、区域区分、都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の令和12年、都市づくりの理念、将来の都市構造につきましては、基準年からおおむね20年後となります令和17年を目標年次としております。

次に、見直しの手続きについて説明させていただきます。

平成30年度から、令和元年度にかけてまして調査分析を行っております。その後、関係機関と協議・調整を行いながら、素案の作成をいたしました。素案の作成後、住民の意見を反映させるために必要な措置としまして、令和3年10月6日から11月5日までの間にパブリックコメントを実施しております。この中で、7名の方から8件の意見をいただいております。

このパブリックコメントの実施結果につきましては、参考資料1の5ページをご覧ください。

意見の集約でございますが、「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域全てに共通する意見としていただいておりますのが、「脱炭素社会実現に向けた計画への位置付け」に関する意見、「PDCAサイクル」に関する意見、「風水害への安全確保」、それから「空き家等の活用」に関する意見がございました。

続きまして、「池田・貞光・脇」都市計画区域に対する共通意見としまして、「自然や歴史・文化資源を活用した特色のあるまちづくり」に関する意見、それから「転出者を減らすことが重要」という意見、また、「脇」都市計画区域に対する意見としまして、「うだつの町並みの観光振興」に関する意見、そして「藍住」都市計画区域に対する意見としまして、「地区内道路の整備」に関する意見がございました。

このうち、「池田・貞光・脇・藍住」都市計画区域に共通する「脱炭素社会実現に向けた計画への位置付け」に関する意見につきましては、いただいたご意見を踏まえまして、「自然・水素エネルギーの活用」に関する表記を案の中で追加させていただいております。

また、令和3年10月29日から令和3年11月12日までの間に、素案の縦覧を行っております。各区域毎に説明会も併せて実施させていただいております、合計18名の方に参加いただきました。質疑応答の概要については、この次の記載のとおりでございます。

また、公述の申し出がなかったため、公聴会につきましては開催しておりません。

この素案に関する意見に加えまして、関係市町それから県の関係各課に対しまして、再度、意見照会を行っております。本日お示しした案がその内容でございます。

案に関する手続きとしまして、四国地方整備局長との事前協議におきましては、「意見無し」との回答をいただいております。

それから、三好市、つるぎ町、美馬市、藍住町からも「意見無し」との回答をいただいております。

また、令和4年1月5日から19日までの間に、案の縦覧を行っております。この中で意見書の提出はございませんでした。

具体的に4区域の状況について、説明させていただきます。

まず、池田都市計画区域についてですが、三好市の旧池田町のうち、1,643ヘクタールが指定された非線引きの都市計画区域でございますが、阿波池田駅周辺の中心市街地の210ヘクタールは、用途地域が指定されています。

区域マスタープラン策定以降におきましては、まちづくりに関する国の交付金等を活用しまして、阿波池田バスターミナルの整備、それから道路や公園、地域交流施設の整備が進められています。

この他、池田ダム湖におきましては、平成30年8月にアジアで初めてウェイクボード世界選手権が開催されており、令和2年12月には、国道32号猪ノ鼻道路が開通しているといった状況でございます。

池田都市計画区域の人口の推移でございますが、現行の都市計画区域マスタープランの基準年であります平成12年と、今回の見直しにおける基準年、平成27年で比較しますと、県全体の人口変化率が8.3パーセントの減少に対し、三好市全体の人口変化率は28パーセントの減少になっています。このうち池田都市計画区域内においては23パーセントの減少といった状況でございます。

続きまして、土地利用の状況につきましては、用途地域の指定区域内におきまして、住宅・商業・工業等に利用されている割合が高い状況となっております。

次に、都市計画区域における災害ハザードエリアの分布状況を示しております。

吉野川沿いの一部区間におきましては、吉野川の洪水浸水想定区域に含まれております。三好病院の付近におきましては5メートルから10メートル、最大では10メートル以上となる箇所もございます。また、山側につきましては、土砂災害警戒区域や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が分布しておりまして、中心部におきましては、活断層警戒区域が東西方向に連なっている状況でございます。

続きまして、貞光都市計画区域でございます。

貞光都市計画区域は、つるぎ町の旧貞光町のうち447ヘクタールが都市計画区域に定められておりまして、区域内に用途地域の指定はございません。都市計画施設としましては、都市計画公園や公共下水道が整備されており、都市計画道路の一部についても整備が完了しております。

また、二層うだつの町並みにおきましては、建物の修繕や、舗装の高質化等、町並みの環境保全が行われています。

この他、道の駅さだみつゆうゆう館や貞光ゆうゆうパークなどが交流拠点として活用されているところでございます。

貞光の人口の状況でございますが、つるぎ町全体の人口変化率は32パーセントの減少、貞光都市計画区域内におきましては20パーセントの減少となっております。

続きまして、土地利用の状況でございますが、吉野川や貞光川、森林など豊かな自然に囲まれた地形的な条件のもとに平野部に市街地が形成されており、公共施設や商業施設等が集積されています。

災害ハザードエリアの分布でございますが、吉野川、貞光川により形成された平野部におきまして、その大半が想定最大規模ですが5メートルから10メートルの洪水浸水想定区域に含まれております。

また、山側につきましては、土砂災害警戒区域や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が分布する状況となっております。

続きまして、脇都市計画区域でございます。

脇都市計画区域につきましては、美馬市の旧脇町のうち2,095ヘクタールが都市計画区域に定められておりまして、区域内に用途地域の指定はございません。

本区域におきましても、まちづくりに関する交付金等を活用しまして、うだつの町並みを中心とした町並みの環境整備や、地域交流センターや観光交流センターなどの拠点整備が行われております。

また、県では鳴門池田線のバイパス整備に取り組んでおりまして、既に供用している鳴門池田線のバイパス沿道におきましては、商業施設の立地が進んでいるという状況でございます。

美馬市全体の人口変化率は17パーセントの減少で、うち脇都市計画区域内におきましては9.4パーセントの減少となっており、池田、貞光と比べると減少幅は若干小さい状

況となっております。

次に、土地利用の状況ですが、北側の山林と南側の吉野川に囲まれた地形的な条件のもと、主要地方道鳴門池田線や一般国道193号、それから穴吹塩江線など幹線道路の周辺に住宅地が形成されておりまして、鳴門池田線バイパスの沿線では商業地が広がっているといった状況でございます。

災害ハザードエリアの分布につきましては、吉野川沿いの平野部におきまして、想定最大規模で5メートルから10メートルの洪水浸水想定区域になっております。また、山側におきましては、土砂災害警戒区域が分布している状況でございます。

藍住都市計画区域でございます。

藍住都市計画区域は藍住町全域が都市計画区域に指定されておりまして、面積は1,627ヘクタールでございます。こちらも用途地域の指定はございません。

都市計画施設としましては、旧吉野川流域の流域関連公共下水道事業が進められているところでございます。

また、まちづくりに関する交付金等を活用しまして、パークゴルフ場や藍住町総合文化ホールなどの整備が行われております。

この他、大型商業施設の誘致を目的としまして地区計画を定めており、主要地方道徳島環状線の沿線におきましては、商業施設の立地が進んでいるところでございます。

藍住町では前回の基準年であります平成12年から、今回の基準年の平成27年で比べると、これまでの3区域と傾向は異なり、人口が約14パーセント増加しております。令和2年の国勢調査の速報値では、県内で人口が増加している市町村は、藍住町と、線引きしておりますが北島町の2町でございます。しかしながら、人口増加の傾向は緩やかな傾向ということで藍住町におきましても、令和12年をピークに減少に転じることが予想されておりまして、高齢化も進んでいるといった状況でございます。

藍住町の土地利用の状況ですが、黄色部分が住宅用地、薄緑色の部分が田、黄土色の畑が混在している状態が町全域に広がっている状況になっております。一方、徳島環状線や松茂吉野線をはじめとする幹線道路の沿線には商業施設が集積しております。

災害ハザードエリアの分布状況ですが、右上の図で、町の東側の一部の地域が津波災害警戒区域に含まれております。右下の図は洪水についてでございます。吉野川、旧吉野川によりまして、想定最大規模においてほぼ町の全域が2メートル以上の洪水浸水想定区域に含まれている状況でございます。

今回の4区域の見直しにおきましては、先に説明いたしました都市計画区域の状況や社会情勢の変化等を踏まえまして、人口減少、災害列島に新型コロナを加えた3つの国難への対応を課題としまして、これらの課題解決に向けてデジタル社会、グリーン社会の推進など新たな視点を盛り込み、見直しを行っております。

都市づくりの方向性としましては、新型コロナを契機としまして、首都圏から地方への人の流れを創り出すための「ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出」。

また、大規模自然災害が多発し、今後、人口減少を迎える中、防災、減災対策を進めながら、居住や都市機能を集約化し、生活サービスの機能を維持していくという観点から、「防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現」。

そして、地球温暖化対策など環境への負荷を低減するため、「気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現」。

この3つを柱としまして、その実現に向けた取り組みを今回の区域マスタープランに定めることとしております。

それでは、お示しした3つの柱に基づく見直し内容としまして、今回、新たに追加した具体的な内容について、説明させていただきます。

まず、「ニューノーマル時代に対応する新次元の分散型国土の創出」としまして、「首都圏から地方への人の流れを創出し、新技術を活用した新たな価値観や働き方に対応するため、豊かな自然環境を基盤としたグリーン社会の推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を基盤としたデジタル社会の推進による地方創生の観点を踏まえ、地域特性に応じた土地利用の方針を定めるもの」とします。

次に、「デジタル技術・データを活用した様々な働き方の創出、空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進、新たな産業の創出による雇用の確保に努める。」これらを、今回、新たに追加しております。

続きまして、「防災・減災を主流化したコンパクトシティの実現」としまして、「持続可能なまちづくりを実現するため、居住や都市機能を誘導し、集約化を図るコンパクトなまちづくりと、交通ネットワーク及び情報ネットワークの連携による、効率的な都市構造の形成を図るものとする。」

「災害時の避難路や避難施設の確保、緊急輸送路の機能強化に努めるとともに、災害リスクの低い地域への立地誘導などにより、災害リスクの低減・回避を図る。」

「大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための事前復興まちづくり計画策定に向け、平時から事前準備や住民との合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、検討を行う。」

こういったことを新たに追加しております。

3つ目の「気候変動対策の推進による脱炭素社会の実現」についてでございます。

「鉄道やバス等の公共交通については、利便性の向上及び利用促進に努め、維持・存続を図る。また、交通弱者に対する地域の多様な移動手段の確保を図る。」

「市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有するグリーンインフラとして保全・活用に努める。」

「自然エネルギーや水素エネルギー等の活用による地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に取り組む。」

こういったことを新たに追加しております。

ここまでは、共通事項でございますが、次に「池田・貞光・脇」の都市計画区域における都市づくりの理念及び区域区分の有無について説明させていただきます。

この3つの都市計画区域につきましては、西部圏域として、共通の課題や地域の魅力など、都市間の結びつきが強いことから、都市づくりの理念は共通した事項を掲げることとしております。

1つ目が「すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり」

2つ目としまして、「美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり」

3つ目としまして「地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり」

の3つを目指すこととしております。

次に、区域区分につきましては、少子高齢化が進んでいる状況でございます。現在も農地や自然環境と調和した都市形成が図られております。今後も、無秩序に市街地が拡大する恐れは無いと考えられることから、引き続き区域区分を定めないこととしております。

続きまして、それぞれの区域につきましてご説明させていただきます。

主要な都市計画の決定の方針におきましては、各地域における特色あるまちづくりを進めるために記載した事項について盛り込んでおります。

まず、池田都市計画区域についてでございます。

「三好地域の官公庁、阿波池田駅周辺の商店街や大型商業施設との近接性を活かした、コンパクトで快適な居住環境の創出を図る。」こととしております。

それから「遊休地や未利用地等を利活用し、中心市街地の活性化を図る。」

3つ目「本町通り周辺については、歴史的な景観形成に配慮し、周辺環境の整備や機能の充実、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。」

4つ目としましては、「池田ダム湖のウォータースポーツを通じた体験型の観光・交流施設としての機能を強化し、交流人口の拡大を図る。」

こういったことを記載しております。

次に、貞光都市計画区域についてでございます。

「町役場や商業施設との近接性を活かした、コンパクトで快適な居住環境の創出を図る。」

それから「JR貞光駅や一般県道半田貞光線周辺の商業施設が立地する区域は、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。」

それから「旧一字街道沿線については、歴史・文化拠点として、二層うだつの町並みや旧永井家庄屋敷などの歴史的資源の保全に努め、良好な町並みや都市景観の形成を図る。」

また、「既存住宅のバリアフリー化やリフォームを推進するとともに、空き地、空き家等の低未利用地の利活用による定住・移住を促進する。」

ことなどを盛り込んでおります。

続きまして、脇都市計画区域についてでございます。

一つ目は「官公庁や商業施設、交流施設との近接性を活かし、コンパクトで快適な居住環境の創出を図る。」

それと「一般国道193号及び鳴門池田線バイパス沿道は、購買需要に対応した商業地とし、都市の活性化と商業活動の増進を図る。」

また、「脇町IC周辺では、周辺の都市など各方面への交通アクセスの利便性を活かした産業立地を誘導する。」

それと「大谷川周辺は、柳並木や脇町劇場、伝統的建造物群保存地区のうだつの町並み、デ・レイケ堰堤などの歴史、文化資源に加え、美馬市地域交流センターが配置された交流拠点として、周辺環境の整備や機能の充実、景観計画による景観形成等にも配慮し、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。」

ことなどを盛り込んでおります。

次に藍住都市計画区域についてでございます。

藍住都市計画区域における都市づくりの理念・区域区分の有無について説明させていただきます。

まず、都市づくりの基本理念につきましては、「農業との健全な調和を保ちつつ、土地利用の整序と都市基盤の整備を推進することにより、自然、歴史、生活、文化、産業などの地域特性を活かした全ての人が住みやすい安全・安心で快適な生活都市の形成」を目指すこととしています。

また、区域区分の有無についてでございますが、藍住都市計画区域においては、大部分で農地と住宅地が混在する低密度な市街地が形成されている状況でございます。新たに区域区分を定めようとした場合、本区域には人口集中地区、いわゆるDID地区が設定されておらず、人口集中を促すような開発計画の動きも見られないことから、適正規模で市街化区域を設定することは、非常に難しい状況になっていること。それと、区域区分の設

定に伴い新たに導入される土地利用規制や用途制限に加え、現状の土地利用・施設整備計画について不適格となるものを発生させるなど、さまざまな混乱が予想されること。また、藍住町としても線引きについては望んでいないこと。

こういったことなどを勘案しまして、本区域におきましては、引き続き区域区分を定めないこととしております。

しかしながら、まちづくりにおきましては、ある程度の規制・誘導を行っていくことは必要と考えており、例えば、大規模な工場、パチンコ屋等、環境を悪化させる恐れのある特定の建築物の立地を規制する特定用途制限地域を指定することや、用途地域に代わる土地利用を規制・誘導する手段として地区計画の策定といった様々な都市計画手法を導入することとしております。

最後に、藍住都市計画区域の主要な都市計画の決定の方針についてでございます。

東西方向・南北方向の幹線道路に囲まれた区域及びその周辺は、市街地ゾーンとして、計画的に都市基盤を整備し、農地と調和した良好な居住環境の創出を図ることとしております。

藍住町役場周辺は、中心核ゾーンとして公共施設の集積を図るとともに、文化や交流等の拠点として都市機能の充実を図ることとしております。

また、幹線道路沿いは、都市の活性化と商業活動の増進を図るため、商業・沿道サービスゾーンとして、居住環境との調和を図りつつ、良好な都市空間の形成を図ることとしております。

藍住インターチェンジ周辺においては、立地条件を活かした産業流通ゾーンとして、機能の充実を図ることとしております。

この他、吉野川や旧吉野川沿いの田園集落が広がる地域については、田園環境ゾーンとして、営農環境の保全を図ることとしております。

「議第521号から524号」に関する説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<山中議長>

ただ今、「議第521号から524号」のそれぞれ池田、貞光、脇、藍住の4つの区域マスタープランの改定についての説明がありました。

今の説明に対してご質問等はありませんか。

<山中議長>

データを見ていて気になったので教えてください。

貞光と脇で隣り合っている地域ですが、つるぎ町の方は工業出荷額が伸びていて商品販

売額が下がっています。商品販売額の下がり方は人口の下がり方よりももっと厳しい状態で下がっているのはどういう状況なのでしょう。逆に脇町の方では、平成14年に美馬の工業出荷額が落ち込んでまた回復しており、また、商品販売額は人口が減っているのに維持をしているという状況です。この2つの地域の状況について分ければ教えてください。

<村上室長>

貞光で工業出荷額が伸びているのは、都市計画区域外ですが工業団地がありまして、こういったところの工業出荷額が伸びている状況でございます。ただ人口が減っていることから商業販売額は落ちてきているところでございます。脇町につきましては、道路の整備などから沿線の商業施設などが進出してきておりまして、平成14年の工業出荷額が落ちている原因は把握しておりませんが、人口は減ってきている中で商業の伸びは落ちていないという状況でございます。

<山中議長>

ほかにございませんか。

<近藤委員>

人口減少という話はどこに行っても出てきますが、取り合いの構図になっていて、人口減少の下げ幅を減らしていくことがなかなかできないという中で、都市計画、まちづくりを考えていくときに、今回、空き家や未利用地の活用をしていくという説明をいただきました。これは本当に重要なことで考えていけないことですが、人口が減っている中でどれくらい具体的なイメージや実現可能性があるかが問われるかと思っておりますので、気になりました。あと、住民や関係者と空き家の活用やまちづくりを継続的に議論していく必要があって、今回の見直しを行ったことが、見直しだけで終わらないように、議論できるような仕組みづくりが求められていると思っております。今回もいろいろと住民の方々からご意見をいただいておりますので、住民の方もしっかりとまちづくりに取り組もうと思っておりますし、そのあたりでどのような仕組みづくりがあるのか教えていただきたいというのが1点です。

もう1点は、交通情報ネットワークを、日常生活と防災・減災で重点的に取り組んでいくという方針が打ち出されています。先程の話とも関連しますが、人口減少という現実がある中で、しかも年齢構成が変わって、車を運転できるかどうか、自動運転ができるようになるかもしれないなど、どんな状況で交通情報ネットワークを活用していくことを想定されているのかお聞かせいただけたらと思っております。

かなり抽象的でありあまり解決策が無いお話かもしれませんが、よろしく願いいたします。

<村上室長>

1点目の人口減少下のまちづくりにつきましては、新型コロナの状況も踏まえ、新次元分散型国土の創出を掲げておりまして、サテライトオフィスやワーケーションなど新しい働き方について、空き家や低未利用地を活用したまちづくりとして盛り込んでいくため、今回、新たに区域マスタープランの中に位置づけています。区域マスタープランはまちづくりの方向性を示すものでございまして、市町村が作成する都市計画マスタープランで区域マスタープランと関連づけて、具体的な実施計画などを盛り込んでいただきたいと思います。

2点目の交通情報ネットワークにつきましては、従前からのコンパクトプラスネットワークという都市計画の考え方で、人口が増えていかない中でコンパクトなまちづくりによりインフラの投資をできるだけ抑え、既存の設備投資してきたインフラを活用したまちづくりが必要と考えています。郊外にもまちが広がっている状況もございしますが、まちづくりをコンパクトにして都市間の例えば道路などのインフラ及び情報のネットワークをつなげていくというところです。自動車の場合、自動運転などもあります。新しいデジタル技術を活用した交通体系の整備方針も今回、盛り込んでいます。

<近藤委員>

「四全総」のときに多極分散型国土を進めていこうというのがだいぶ昔にありました。それが今度は、新次元となっていて分散型国土を進めていくとなったときに、実現できているところとできていないところがあったと思います。そこを洗い出してもらって、成功や失敗がどうやってまちづくりに結びついたか私も調べてみたいと思いますが、そういうことも捉えていただけたらと思います。コメントです。

<山中議長>

まちづくりというのは歴史を全部乗せていった形になっているので、簡単には変わりませんが、方針を変えたことによって、どう変わっていくかということも重要ですよね。

ほかにございませんか。

<池添委員>

人口減少は前回の計画のときに既にこの地域では始まっていましたが、日本全体では人口が減ってくる前だったと思います。それから高齢化率が劇的に増えたり、環境に関しても世界的にも日本全体的にもこの20年で大きく時代が変わった中で、区域マスタープランの書きぶりが変わったところについては、旧と新の文面でよく分かりました。

今回の目標では、ニューノーマルやデジタル化が新しく追加されていますが、人口減少や自然環境の点から今まで作ってきたものをどうしていくかという観点も非常に大事だと考えます。各計画の中で、土地利用の方針として、都市防災性の向上や居住環境の改善または維持に関する方針など「維持」という言葉も出てきています。その中で、これからイ

ンフラの維持をどうしていくか、どのように保全していくかということも持続可能性という点で大事になってくると思いますので、インフラの維持について書かれている箇所について教えていただきたいというのが一点目でございます。

また、コンパクトなまちづくりとかコンパクトシティという言葉が多数出てきます。先程、市町村がそれぞれ具体的に策定するということでしたが、前回からこう変わっているという視点から、県でイメージしているものがあれば教えていただきたいと思います。

<村上室長>

インフラの維持につきましては、区域マスタープランでは、例えば下水道や道路では老朽化対策など維持してくという観点で、総合的にコンパクトなまちづくりをしていくことを考えています。

2点目のコンパクトなまちづくりの具体的なイメージにつきましては、少子高齢化に対応する方針として、居住や都市機能を誘導し、集約化を図ることを追加しております。また、交通情報ネットワークとの連携で効率的な都市構造の形成、空き家や低未利用地の利活用による定住・移住の促進も新たに追加しています。

<池添委員>

立地適正化計画などを作っていくということでしょうか。

<村上室長>

具体的には、立地適正化計画も進めていくことにしています。区域マスタープランでは方向性を示すもので、市町村で立地適正化計画を作成していただきたいと考えています。

<山中議長>

線引きされていなくても立適は作れるのですか。

<村上室長>

立地適正化計画につきましては、基本的には線引きが定められている中で都市機能誘導区域や居住誘導区域を設けられますが、線引きの無い都市計画区域でも立地適正化計画を作成することはできます。

<山中議長>

ほかにございませんか。

<金井委員>

まず、1点目です。区域マスタープランの見直しの間隔で、大きな方針は20年という

ことですが、印象としては昨今の社会構造の激変を見ておられますと20年の見直しの間隔は長いと感じますが、どのような理由で見直しの間隔が決められているのでしょうか。

2点目は、素案の縦覧方法で市町村の窓口で閲覧となっています。まちづくりにおいては、住民の参画や合意形成が大事だと思いますが、パブコメの少なさが示しているように、閲覧方法が限定的ではないかという印象を受けました。SNS等非常に発達している中で、より住民の方に見ていただく方法があるのではないかと思います。なぜこういう方法がされているのかという背景や理由があれば教えてください。

3点目ですが、事前復興まちづくりがまちづくりにおいて非常に重要ということは私も同じ意見です。現在、国交省で事前復興まちづくりのガイドラインが示され、それに従って市町村が努力されていると思いますが、なかなか進んでいないという現状には、人材不足や資金不足や地域の方との合意形成が難しいというような背景があると思います。県や国として事前復興まちづくりをバックアップするような取り組みがされているのであれば教えてください。

4点目、デジタル技術・データを活用したスマートシティの推進については非常に重要で、これなくしてはまちづくりはできないと思います。防災、気候変動対策、観光、交通のどれも関係します。これは意見ですが、昨年、国交省で3D都市モデルPLATEAU（プラトー）が公開され、今後、データベースを使ったまちづくりが基本になると思っています。一方で、デジタル技術データを活用したまちづくりを市町村の職員だけでやっていくことは技術的に難しいと思います。専門人材を市町村に派遣することができればデジタル技術・データを活用したスマートシティの推進が一気に進むのではないかと思います。

<村上室長>

1点目の見直しの間隔ですが、今回の4区域については、平成16年に区域マスタープランを策定しており、目標年次を2020年としていました。その中で、社会情勢の変化がありまして、人口減少もその大きな一つです。昨今では、特に防災という観点で、少し前までは津波だけでございましたが、平成30年の7月豪雨や令和元年の東日本台風など激甚・頻発化する自然災害への対応という観点が、前の計画には重点的には盛り込まれていませんでしたので、今回、防災・減災を主流化したまちづくりを位置づけたことが大きな点でございます。県南の牟岐や日和佐の区域マスタープランについては、平成30年に防災の観点を強化して盛り込んでおり、このことも見直しの契機となっています。また、今回の4区域には、さらに新型コロナも盛り込んで、大きな見直しをすることとしています。もう少し頻繁に見直しできたらいいところもございますが、まちの規模や変化などを総合的に勘案して今回見直すこととしました。

2点目の、住民の方への閲覧方法ですが、素案の作成をしてから縦覧にあわせて地元説明会を行い、パブリックコメントも実施しています。パブリックコメントではインターネットを活用してホームページに掲載しています。案の作成以降も再び縦覧等しており、手

厚くしているところではございますが、手段としてSNSやチャットまでは活用できていないのが現状でございます。できるだけ多くの方にご参加いただくことを今後の課題としてご意見を参考にさせていただきます。

3点目の事前復興の取り組みとしまして、県では、事前復興まちづくりをイメージ化したワークショップ形式でイメージトレーニングを進めているところです。平成28年度から全国で5箇所のうち徳島県も入っており、先駆的に毎年継続して、復興まちづくりイメージトレーニングを実施しています。各市町に出向きまして県と市町が一緒に行う机上でのシミュレーションで、震災が起こった後まちがどうなっていくのかという復興までの道のり、さらに復興まちづくりについて考えるという、啓発として力を入れて取り組んでいます。

4点目のデジタル技術を活用したまちづくりについて、3D都市モデル、国交省が打ち出しているPLATEAUに関しては、市町村だけで取り組むのが難しいので県でもバックアップが必要とのことですが、新しい取組なので我々も勉強しながら、国の情報等を収集し、市町村と連携して研究していくというところです。

<山中議長>

20年というのは決まっていることではないのですね。

<村上室長>

そうです。

<山中議長>

ほかにはございませんか。

<芝原委員>

人口減少と高齢化率が上がる中で、引きこもりやヤングケアラーなど複雑化する課題を持つ方が増えている状況があります。その一方で、地域でのつながりが減ってきており、社会的な孤立が問題となっています。そういった方々が地域の中で自分の住み慣れたところで主体的に生活ができる社会の実現を目指していくことが必要と思っています。この計画に入っている移動や交通の確保は非常に大切なところと思っています。今は新型コロナで難しい状況ですが、人と人が交流しながらつながりが生まれるようなまちづくりが進められるといいと感じています。

質問としましては、区域マスタープラン策定の後、PDCAサイクルというか住民の方の意見や成果をどのように確認されていくのでしょうか。

<村上室長>

意見としていただきました、つながりが持続するようなまちづくり、地域のコミュニティが継続されるようなまちづくりを進めていきたいと考えています。

質問の区域マスタープラン策定後のPDCAの確認につきましては、国勢調査をもとに調査・分析をしており、県でも今後データ分析をしていくこととなります。この区域マスタープランと連携して、市町村が作成する都市計画マスタープランにまちづくりとしての事業が位置づけられていきますので、区域マスタープランが都市計画マスタープランにも反映されるように、市町村と連携して取り組んでいきたいと考えています。都市計画マスタープランで位置づけられた事業は国の補助金や交付金の対象事業となりますので、市町村と情報共有をして実施に向けて取り組んで参りたいと考えています。また、今後も国勢調査等の基礎データ分析によりプランの見直しを行っていきます。

<山中議長>

藍住で特定用途制限地域を入れると書かれています。藍住は他の地域と違って線引きを入れられずにきていて、結果的には人口が増してきましたが、今後人口減が出る可能性があります。分析からいうと年齢層が偏っていて、今後いちばん高齢者が増えていく市町村になる可能性があります。いわゆる郊外団地問題に近い状態を持っている町です。今までの課題がどのような議論になって特定用途制限の議論になったのでしょうか。

<村上室長>

特定用途制限については、今回、地区計画と同様に線引きがない中でのまちづくりの手法として盛り込んでいます。特定用途制限は市町村が定める都市計画の制度として、周辺の公共施設に著しく負荷を発生させる建築物、例えば大規模な店舗やホテルやレジャー施設などの規制、騒音・振動・煤煙等の発生による良好な居住環境への支障を生じさせるような施設で、例えば大規模な工場やパチンコ店やカラオケボックスなどが挙げられます。具体的な議論はありませんが、区域マスタープランで地区計画と合わせて特定用途制限という手法を今後、活用できればということで盛り込んでいます。実態として、藍住町は農地と住宅地が混在している状況の中で、新しく人が入ってきた場合、地域との摩擦もあるかもしれないので、共存できるように都市計画の手法として、特定用途制限の事例は県内でもまだありませんが、今回、新たに追記しています。

<山中議長>

いわば実験的な都市になっていますよね。線引きしていない町の結果なのでPDCAサイクルでどういうことが起きたか検証するということは重要なことだと思います。結局、街路を作らなかったこともあると思いますし、相隣環境の問題、混在することによる問題もでてきていると思います。今から特定用途制限で動くのかどうかなど重要なことだと思います。結果として高齢者が密に住むまちができていないかと思いますが、どういう環境にな

っていくか重要と思います。PDCAは重要ですよ。

<山中議長>

ほかにごいませんか。よろしいですか。

ご意見がなくなったようですので、「議第521号から議第524号」について、それぞれ決議をとる必要がありますので、順番にお伺いしていきたいと思います。

それでは、まず、「議第521号」の池田について、採決を行います。

「議第521号」について、「付議内容のとおり変更することが適当である。」と議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

はい。それでは、「ご異議ない」と認めさせていただきます。

続いて、「議第522号」の貞光についてはいかがでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

はい。ご意義ないようですので、「付議内容のとおり変更することが適当である。」と議決させていただきます。

続いて、「議第523号」の脇については、いかがでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

はい。ご意義ないようですので、「付議内容のとおり変更することが適当である。」と議決させていただきます。

最後、「議第524号」の藍住についてですが、こちらについてはいかがでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

はい。ご意義ないようですので、「付議内容のとおり変更することが適当である。」と議決させていただきます。

藍住についてはこれから大変重要な地域であると思いますので、サポートよろしく願いいたします。

<山中議長>

次に「議第525号」について事務局から説明をお願いします。

<村上室長>

それでは、「議第525号」について説明させていただきます。

本付議案件につきましては、建築基準法第51条ただし書の規定に基づくものでございまして、私の方から、まず、その付議に係る法律上の制度について説明させていただきます。

今回、審議いただく内容は、徳島市津田海岸町の工業専用地域におきまして、産業廃棄物処理施設・がれき類破碎施設として民間事業者が日当たり681.6トンの処理能力の破碎機を設置するものでございます。

建築基準法第51条におきましては、「都市計画区域においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と記載されています。

また、これに続きまして、ただし書きの規定がございまして、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」と記載されております。

ここで、一般的に、地方公共団体が設置する施設については、都市計画決定が行われませんが、民間が設置する施設につきましては、このただし書規定に基づき、県都市計画審議会におきまして、その敷地の位置が都市計画上支障がないかという観点で審議が行われています。

建築基準法の許可が必要となる規模につきましては、建築基準法施行令において、産業廃棄物の処理施設の種類により定められております。工業専用地域内におきましては、がれき類の破碎施設を設置する場合には、処理能力が日当たり100トンを超える規模のものは、許可が必要とされています。

このため、徳島市内において、政令で定める規模を超える規模の施設となることから、

特定行政庁である徳島市長から徳島県知事に対し、県都市計画審議会への付議依頼があったため、本日、ご審議いただくものでございます。

本日のご審議では、産業廃棄物処理施設を計画している敷地の位置が都市計画上支障があるかどうかの判断をいただくものでございまして、市街化の動向や周辺環境に対する影響など、土地利用の観点、また、申請地周辺において影響を受ける都市計画施設や、その他周辺道路等への影響の有無など、都市施設の観点などからご審議をお願いしたいと考えています。

これから議第525号について、詳しい説明を徳島市の方からご説明いただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<徳島市 谷副部長>

参考資料2の1ページをお願いします。許可申請の法的根拠としまして、各法文を抜粋し添付しています。内容については、先ほど徳島県の村上室長から説明がありましたので、省略します。なお、徳島県都市計画審議会に諮問するにあたり、令和3年9月30日の徳島市都市計画審議会において、「敷地の位置について、都市計画上支障がないものと認める。」との答申を受けていますことを報告いたします。

次に2ページをお願いします。申請地について説明します。

申請地は徳島県木材団地内にあり、都市計画概略図の右下部の赤線で囲った部分で、徳島市津田支所から、東へ直線で約600メートルの徳島県木材団地に位置しております。都市計画における用途地域は、工業専用地域となっております。

次に、周辺の状況ですが、周囲には住宅、学校、病院、老人ホーム等はなく、製材工場や倉庫などが建ち並んでおり、敷地西側の貯木場は県において埋め立てが進められ、企業誘致が行われています。申請地周辺の今後の都市計画施設等の計画については、現時点では特に予定はありません。

続きまして、3ページをお願いします。今回計画している施設配置図です。

現在、敷地内には既存事務所と作業場があり、今回、新たに敷地の南中央部に自走式破砕機を設置するため、産業廃棄物処理施設に用途を変更するものです。また、自走式破砕機の東側に破砕後の再生砕石を、西側に破砕前のコンクリート殻等を溜め置くストックヤードを、配置する計画となっております。

4 ページをお願いします。産業廃棄物処理施設の概要を説明します。

申請地は、徳島市津田海岸町 1 1 3 8 番地 3、1 1 3 8 番地 7 です。用途は、産業廃棄物処理施設・がれき類破碎施設であります。敷地面積は、7, 5 5 0 平方メートル。建築物の構造・規模は、記載のとおりで、現在の既存事務所を産業廃棄物処理施設の事務所に用途変更します。事務所ではコンクリート殻類の受け入れや再生砕石の搬出・販売の事務処理を行い、製材工場の作業場として使用していた場所は、コンクリート殻に混入していた鉄筋等の保管に使用します。

次に破碎施設の能力等については、一日当たりの処理能力が 6 8 1. 6 トンの一次破碎機を 1 台設置します。また、一次破碎した砕石をさらに小さくする二次破碎機を一台、選別するふるい機を 1 台設置します。

次に敷地内の保管能力ですが、処理前のがれき類、処理後の再生砕石それぞれ 3, 3 3 4 立方メートルを保管する能力があります。取扱量としては、月間 1, 2 5 0 トン、年間 1 5, 0 0 0 トンを上限としています。

事業所への廃棄物搬入は、1 0 トン積みの大型車両で、一日当たり最大 1 6 台を見込んでいます。

操業時間は、月曜日から土曜日、午前 8 時から午後 5 時まで、休憩を除く 1 日 8 時間で、年間 2 8 0 日としています。

5 ページをお願いします。施設の維持管理計画です。

敷地周囲には、高さ 5 メートルの鉄筋コンクリート造と木製丸太材で作られました塀があり、これを飛散防止塀として利用します。大気汚染対策や水質汚濁防止対策等の周辺への環境対策については、破碎機の空ぶかし運転をしない。がれき類及び再生砕石類の投入移動に使用するパワーショベルは低騒音、低振動型を使用する。などの対策を行います。また、粉じんの飛散対策については、破碎機稼働時は散水を行い抑制します。散水した水等の処理については、敷地内に設けた三層分離槽に溜めてから処理水のみを放流します。

次に 6 ページをお願いします。その他法令等との関連です。

まず、徳島県産業廃棄物処理指導要綱により、処理施設の設置等に係る事前協議書

の提出が令和3年5月14日にあり、その後、県市の関係各課の意見を聴取し、周辺住民への説明等の事業者への指示を行うため、適正立地審査会が書面開催され、審査結果が令和3年6月23日に通知されています。

次に、騒音規制法により特定施設設置届出書が令和3年6月28日に市へ提出され、同日に受付が済まされています。

次に、粉じんに関しては徳島県生活環境保全条例により、事前協議申込書が令和3年6月11日に提出されており、協議が整ったため措置内容が令和3年7月20日に通知され、事業開始までに届出するのみとなっています。

次に、大気汚染防止法による一般粉じん発生施設の届出についても、事業開始までに届出をすることになっています。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設の設置許可及び産業廃棄物の処理の許可に関しては、建築基準法第51条の許可が行われた後に、許可申請の手続きが行われると聞いております。

続きまして、周辺住民等に対する説明会についてです。

徳島県廃棄物処理指導要綱において、適正立地審査会における審査結果により、周辺住民は「当該施設の敷地境界から300メートルの範囲」と定められたため、廃棄物処理場説明会を木材団地内の組合員に向けて、令和3年5月28日13時30分から徳島県木材団地協同組合連合会館で開催しました。施設の概要説明や公害対策を説明し質疑応答を行いました。特に反対意見はありませんでした。なお、半径300メートルの範囲を次の7ページに示しています。

8ページをご覧ください。現況の航空写真と現地の状況写真です。

航空写真内の矢印及び番号は現況写真の撮影位置及び撮影方向を示したものです。

9ページをお願いします。破碎施設のレイアウト図です。

処理の順序はレイアウト図の左から右の順になります。まず、破碎前のコンクリート殻等のがれき類を、一次破碎機である自走式破碎機にパワーショベルで投入し、二次破碎機である「ジョークラッシャ」でさらに小さい碎石にします。最後にふるいにかき、規定寸法を満たす碎石のみ破碎後ストックヤードに集積します。

10ページが今回設置予定の破砕機のイメージ図です。

今回の建築許可に際し、事業者より徳島市長に、令和3年8月19日、建築許可申請書が提出されています。

本計画施設は、解体工事現場等で発生したコンクリート殻等のがれき類を砕石に再生する施設で、解体工事等に伴い発生する廃材の減量、天然資材の枯渇防止、自然環境保全に役立つ施設であるため、環境負荷の軽減が期待できます。また、敷地についても、住宅や店舗などの立地が規制された、工業専用地域に位置することから、住環境に影響を及ぼしにくいと考えられます。

以上で「議第525号」の説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

<山中議長>

はい。ただ今の説明に対してご質問等はありませんか。

<西村委員>

6ページで周辺住民等に対する説明会として、木材団地協同組合の組合員の方に説明会を開催したということですが、どれくらいの人数が参加されたのでしょうか。また、地元の方が心配や懸念されているということはあったのでしょうか。

<徳島市 谷副部長>

説明会の出席は17名と報告をいただいています。地元の方からのご意見というのは、徳島市都市計画審議会の委員にも津田地区代表の方がいらっしゃいましたので、多分に懸念のお声はいただきましたが、周辺の住環境に与える影響は少ないということでご理解をいただいています。

<真鍋委員>

隣に県の分譲団地ができますが、今後入って来られる方にも十分な説明をしていただいているということでしょうか。

<徳島市 谷副部長>

今現在、木材団地に入居している周辺の事業者に対しての説明はしておりますが、今後新たな埋め立て地に入居される方についての具体的な説明は難しいと考えています。同じ

ように工業用途として木材団地の中に出店される事業者が多いと思っていますので、全体の組合の中の意見交換を通じてご説明できるのではないかと考えています。

<山中議長>

県の公募は終わっていたのでしょうか。

<運輸政策課 山本副課長>

分譲状況としましては、第一期分譲といたしまして令和3年5月から開始して8月31日まで申し込みを受付ました。全14区画のうちの8区画に申し込みがございまして、11月議会において8区画を6社に売却する承認をいただいたところでございます。第一期の募集で、契約面積及び金額につきましては、全体の7割になっています。今後、所有権移転などの手続きを進め、令和4年5月に引き渡しを予定しています。残りの6区画の約3ヘクタールは12月20日から第2回の公募を開始したところでございます。

<山中議長>

ちょうど今の期間と説明会の間にあるようですが、説明会の情報は伝わっているのでしょうか。

<運輸政策課 山本副課長>

我々の方にはそのような声は聞こえてきておりません。我々の方からお伝えするということはないです。

<山中議長>

公募前には明らかになっていなかったということでしょうか。

<運輸政策課 山本副課長>

公募前にこの情報はお聞きしていませんでした。

<山中議長>

説明会は市が開催したのですか。

<徳島市 谷副部長>

実際の説明は、進出する事業者が木材団地協同組合に出向いて説明をしたと聞いています。

<山中議長>

木材団地協同組合は知っているのです、そこにおられる方は分かっているんですね。分かっている方とそうでない方がいらっしまったということですね。

<徳島市 谷副部長>

一部、連合会に加盟していない企業もございましたので、そちらの方には今回の進出事業者が個別に訪問をして説明するようという指導を行っています。

<山中議長>

横で公募しているのが分かっているのだからもう少し配慮があってもいいと思います。少なくとも公募しようとする方には木材団地にいない方もいらっしやると思いますので。今後は検討して、調整をしていただいた方がいいですね。

<山中議長>

処理量について確認したいのですが、日当たり681.6トンというのは24時間稼働した場合の数字ですか、それとも8時間稼働の数字ですか。

<徳島市 谷副部長>

8時間の能力です。

<山中議長>

受け入れ量で月1,250トンとありますが、許可要件ですか。これ以上受け入れられないというのでしょうか、それとも事業者が申告しているだけでしょうか。8時間で681.6トンですから16時間もすれば終わってしまいます。25日間稼働させると書いていますが実際には2日で終わる受け入れ量ですが。

<徳島市 谷副部長>

取引の相手方がビル等の解体に伴うものですので、発生する量とどれくらい取引があつて、一度に持ち込みがどれくらいか、多少不明確ではありますが、今回は10トン車で16台程度の搬入ということで、事業者の申請による数字です。

<山中議長>

これを上回る能力があるので、需要があれば来るということですね。

<徳島市 谷副部長>

それはあり得ます。

<山中議長>

フル稼働すると10倍くらいになりますね。

<徳島市 谷副部長>

はい。機械の能力自体は高いので。

<山中議長>

前のときも機械の能力が高くても結局は需要が無いとおっしゃっていたのでその確認です。これ以上受け入れてはダメということではないのですね。

<徳島市 谷副部長>

はい。

<山中議長>

16台は1日の量ですか。

<徳島市 谷副部長>

1日で最大16台程度と聞いております。

<山中議長>

説明会でも地元で16台と言っているのですね。それが160台になるかもしれないのですね。

<徳島市 谷副部長>

機械の能力だけで判断しますとそういう可能性も出てはきます。

<山中議長>

搬入ルートは示されているのですか。

<徳島市 谷副部長>

特にありませんが、旧55号の県道からの進入が大半を占めるものと思います。ただ徳島南部自動車道が一部開通しておりますので、沖洲方面からの搬入も可能にはなります。

<山中議長>

高速を通ってくるのですか。

<徳島市 谷副部長>

マリンプアから徳島南部自動車道に入って津田で下りてということです。

<山中議長>

周辺道路への影響を確認したいのですが、どういうことを説明をしたのですか。

<徳島市 谷副部長>

通常の道路を通ることができる車両であれば、そこまでの規制というわけにはいかない
ので、今回の計画であればこの場所での事業が可能であるという判断はしています。

<山中議長>

1日16台だとそんな感じですよ。1日160台となると、どこを通るかによりますが、交差点がアウトになる可能性がありますよね。

<山中議長>

ほかにございませんか。

<川瀬委員>

粉碎後のがれきは何に使うのですか。

<徳島市 谷副部長>

コンクリート殻を細かく砕いて、再生砕石にします。砂利と同じように使いますので、
基礎材や埋め立てなどに使用することが可能になります。

<川瀬委員>

再生ができるのですね。鉄筋などはどうなるのでしょうか。溶かして再利用するの
ですか。

<徳島市 谷副部長>

鉄筋は取り除いて、専門業者で処分などします。鉄の再利用は業者の取り扱いによ
ります。

<山中議長>

工業専用地域で都市計画的にはこういう工場が来るべき場所となっている地域
ですので、それは問題ないと思いますが、数字を精査しておいていただければ
と思います。

<山中議長>

ほかにございませんか。

<各委員>

ありません。

<山中議長>

それでは「議第525号」について、採決を行います。

「議第525号」について、「この敷地の位置が都市計画上支障がないと認められる。」
このように議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

はい。そうしましたら、説明等は周辺等にし続けていただくということでよろしく
お願いいたします。「異議なし。」とのことですので、「議第525号」については、そのように
議決します。

これで本日の議案の審議は、終了いたしました。事務局から他に何かございますか。

<村上室長>

議題ではございませんが、9番の「その他」ということで、皆様方にお知らせをしたい
ことがございますので、よろしいでしょうか。

<山中議長>

どうぞ。

<村上室長>

それでは、この時間をお借りしまして、現在、作業を進めています「徳島東部都市計画
区域マスタープランの見直し予定」についてご説明させていただきます。

徳島東部都市計画区域につきましては、徳島市をはじめとする5市3町からなる広域都
市計画区域でありまして、県内で唯一、区域区分・線引きを定めています。

都市計画区域の面積は、県全体の約13パーセントで、都市計画区域内の人口は、県全
体の約66パーセント、約3分の2程度を占めています。市街化区域内の人口につきまし

ては、県全体の約45パーセントを占めています。

徳島東部都市計画区域におきましては、線引きの見直し等に合わせ、区域マスタープランの見直しを行っています。

前回、平成30年3月に4回目の見直しを行っておりまして、今は、令和4年度の区域マスタープラン及び線引きの見直しに向け、作業を進めているところでございます。

今回の見直しにおける背景としましては、居住や都市機能を誘導・集約化し、各拠点を交通ネットワークで結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりとしまして、立地適正化計画策定の取組、徳島市の中心市街地におけるまちづくりの取組、地域公共交通の活性化、それから、頻発・激甚化する自然災害への対応として、開発許可基準の見直し、流域治水対策の推進、そして、地球温暖化、新型コロナへの対応として、GX、DXの推進など、前回見直し以降における新たな取り組み状況等を踏まえまして、見直し内容について検討したいと考えています。

今後の予定についてでございます。

現在、関係市町や国と協議を行いながら素案の作成を進めているところでございます。

来年度、素案について、パブリックコメントや説明会、公聴会等における住民意見を反映しながら案を作成しまして、必要な手続きを踏まえた後に、都市計画審議会に付議したいと考えています。委員の皆様方には、その際、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

報告につきましては、以上でございます。

<山中議長>

ありがとうございました。また、ご関心を持っていただけたらと思います。

それでは、これを持ちまして、予定しておりました議事等は、全て終了いたします。事務局にお返します。

<柴田課長補佐>

それでは、森次長より、閉会の挨拶を申し上げます。

<森次長>

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は、山中会長をはじめ各委員の皆様方には、長時間にわたりご審議いただきとともに、5議案につきまして、ご承認いただきましたこと誠にありがとうございました。なお、本日いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

また、その他でご報告させていただいたとおり、令和4年度の徳島東部都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しに向け、作業を進めて参りますので、今後ともよろしくお願いします。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

<柴田課長補佐>

それでは、これをもちまして、「第114回徳島県都市計画審議会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

—以上—

会議録署名

寺内委員

寺内カツコ



金井委員

金井純子

